

台湾に設置するカフェ等でのテスト販売商品募集（2019年/9月～、12月～）及び台湾での地域プロモーション支援のご案内

北海道では、今秋、台湾(台中市)にあるカフェ等と連携し、北海道の食・観光・文化などの情報を丸ごと発信する事業を実施します。

本事業では次の2つの取組を行うため、参加いただく地域・企業等を募集します。

- (1) テスト販売により道産品の販路拡大を目指す道内企業の皆様のマーケティング活動の支援
- (2) 道内各地域の魅力を発信するプロモーション活動の支援

1. テスト販売

(1) 実施概要

- 期間：1回目：令和元年(2019年)9月～11月（3ヶ月間）
2回目：令和元年(2019年)12月～令和2年(2020年)2月（3ヶ月間）
- 場所：台中市内に設置するカフェ、レストラン（主にベジタリアン、日本食等）
（カフェは現在出店準備中です。店舗イメージ等は別紙1を参照ください。）
- 規模：約60㎡（カフェ部分とは別に、約30㎡のセミナー等に使用できるスペースあり）
- 主催：北海道経済部国際経済室

(2) 対象商品

- ・道内で生産、製造、加工され、既に販売されている食品及び雑貨等（JANコード取得済みの商品に限る）
- ・食品については、1回目（2019年9～11月）は、原則として賞味期限が120日以上常温商品のみ、2回目（2019年12月～2020年2月）は冷蔵・冷凍商品も可能
- ・1社あたり最大2品目まで申込可能

ただし、以下に該当する商品は対象外です

- ・台湾の輸入禁止品目、輸入規制のある品目
- ・輸入に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品
- ・特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
- ・施設の制約上販売出来ないもの（一次産品、大きな雑貨・工芸品など）

【ご参考】

「台湾による日本産食品の輸入規制について（農林水産省）」

[URL:http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/other/taiwan_kisei.html](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/other/taiwan_kisei.html)

「台湾食品輸出ガイドブック（日本貿易振興機構）」

[URL:https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/754529f7609173ed.html](https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/754529f7609173ed.html)

その他ご不明な点はお問い合わせください

(3) 申込者の資格

次のいずれかに該当する者。なお、輸出に係る手続は代行事業者が行いますので、特別な資格等は不要です

- ・道内に事務所又は事業所を有する企業及び個人事業主のうち道産品の生産・製造・加工を行っている方または自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方
- ・地方公共団体、商工・物産関連団体（上記（2）に該当する企業等の商品を取りまとめ、販売・PRする場合

※ よりマーケティング効果を高めるため、商品販売と同時に地域の観光情報の発信、試食PRなどを行う「2. 地域プロモーション支援」と合わせての参加について、積極的にご検討ください

※ 必要な書類の準備、データの提供及び「道産食品輸出用シンボルマーク」*の商品への貼り付け、表示に協力いただけることが条件となります（貿易手続上、品目等によって追加書類の提出を求める場合があります）

* 「道産食品輸出用シンボルマーク」についてはホームページを参照ください

(http://www.dousanhin.com/hibc/project/do_export_mark/)

(4) 申込書類

- ア 別添「01 テスト販売申込書（台湾）」
- イ 食品については、商品表示の写し（オモテ面及びウラ面※一括表示を含む。）
- ウ 食品については、申込商品に該当する食品製造に係る営業許可証の写し
- エ 参考となるパンフレット等の既存資料（任意）

(5) 販売商品の決定

申込書等の内容から出品する商品を決定させていただきますが、対象商品であっても、施設の制約や店舗側の判断等により、出品できない場合がありますので、予めご了承ください。またテスト販売が決定した商品につきましては、PR 資料（商品画像データや POP 等）の提供依頼や調理方法のヒアリングをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします

(6) 申込者負担

- 申込者にご負担いただく費用は、以下のとおりです
- ・成分検査用サンプルの台湾までの EMS 送付費用
 - ・商品の道内指定倉庫までの運賃
- ※成分検査費、ラベル作成費、道内指定倉庫から販売先までの運賃は、当室事業費で負担します

(7) 取引条件・精算

- ア 販売期間：令和元年（2019年）9月～（店頭で商品が並んでから3ヶ月間）
- イ 仕入条件：委託販売（期間中売れた分[レジ通過分]の国内卸価格をお支払い）
- ウ 売価設定：現地販売者のマージン率は原則国内小売価格の30%です。なお、台湾における小売価格は、日本国内・台湾にて通関手続き上発生する諸費用、諸税等を勘案し、現地販売者が設定させていただきます（国内販売価格の約2～3倍になります）
- エ 精算処理：商品販売開始から120日以内に実施します
- オ 実績報告：販売期間終了後、出品者にお知らせします
- カ 販売調査・マーケティングレポート：
販売実績のほか、今後に生かせるマーケティング分析結果を報告します
- キ 残存商品：販売期間終了後の残存商品は、原則、現地にて売り場から撤去、処分させていただきます返却はできかねますので、予めご了承ください

(8) 申込締め切り

- ・1回目：6月7日（金）
- ・2回目：9月上旬予定（別途、ご案内します）

(9) その他

- ア テスト販売とは
台湾での販路拡大を目指す道内企業の皆様を応援するため、商品を3か月間テスト販売し、その過程で得られた商品についての評価等のアドバイスを還元し、マーケティング活動に役立てていただくものです
- イ 販売の中止等
天災、法令・規則の改正、通関・輸送上のトラブル、その他のやむを得ない事由により、販売を中止する場合があります。なお、それによって生じる出品者の損害等につきましては、道及び現地販売者ではその責任を負い兼ねますので、予めご了承ください
- ウ その他
 - ・商品送付先及び納品日等の詳細につきましては、順次ご連絡します
 - ・台湾では、商品に「エネルギー量（カロリー）、炭水化物、たんぱく質、脂質、ナトリウムに加え、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、糖類」の表示義務があります

2. 地域プロモーション支援

(1) 実施概要

■時 期：令和元年(2019年)11月～令和2年(2020年)2月までの間で、4泊5日程度
(イベント対応2日、セールスコール1日を想定)

■支援内容：ア イベント対応

- ・地域プロモーションを行うため、台中市内に設置するカフェ等のスペースを提供します
観光セミナー、ワークショップ、試食会等が実施可能です
(現在出店準備中です。店舗イメージ等は別紙1を参照)
- ・より多くの来場者を見込むイベントでの観光PR、物販等の一般消費者向けプロモーションを希望する場合は、出展可能なイベントを提案します
(現在情報収集中です。会場イメージ等は別紙2を参照)
- ・プロモーション実施に当たり、地域の希望をヒアリングした上で、実施内容や準備等のアドバイスをを行います
- ・翻訳、通訳手配等の現地サポートが必要な場合は、提携先の紹介が可能です

イ セールスコール

- ・地域の希望をヒアリングした上で、セールスコール先を提案し、事前アポイントの調整やセールスコール手法のアドバイスをを行います
- ・翻訳、通訳、車両手配等の現地サポートが必要な場合は、提携先の紹介が可能です

ウ 事前説明・打合せ

- ・参加地域の希望に応じて、渡航前に事前説明・打合せを実施します

(2) 支援対象

道内の自治体、団体、企業等の中から2地域

※プロモーションの実施にあたり、本事業は支援であり、参加地域が主体的に活動できることが条件となります

※2地域を越える申込があった場合、複数の構成員によって構成される団体(広域団体等)を優先します

(3) 申込書類

ア 別添「02 地域プロモーション申込書」

イ 参考となる既存資料(任意)

(4) 参加地域の決定

申込書等の内容から、参加地域を決定させていただきます

(5) 費用負担

カフェのスペースや備品の使用、事前ヒアリングやアドバイスは無償ですが、その他の費用(渡航費、滞在費、交通費及び通訳等)は参加地域の負担となります。

渡航手配等が必要な場合は、提携先の紹介が可能です

(6) 申込締め切り

・6月7日(金)

(7) その他

地域プロモーションと合わせて、地域の特産品の販売やPRを行うことで、食と観光を絡めた効果的なプロモーションが期待できますので、テスト販売への申込みについて、積極的にご検討ください。

申し込み・問い合わせ先

北海道経済部国際経済室 (経済交流グループ：廣瀬)
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎9階
電話：011-204-5342 F A X：011-232-8870
E-mail：hirose.aya@pref.hokkaido.lg.jp